

商品名等 (電気用品名等)	ピンボールゲーム機器
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、コンピューター制御のLCD（液晶ディスプレイ）表示による電子ピンボールゲーム機器である。</p> <p>○構造、仕様、意匠 電子ピンボールを打ち出す装置として機械的なプランジャーが使用されているが、プランジャーは、バネ、磁石及び巻線で構成され、プランジャーの動きにより磁石と巻線により誘導電流が発生して、この電流をデジタル信号に変換して電子ピンボールの打ち出しの強弱としてコンピューターにインプットされゲームを展開する。 定 格：100V、50－60Hz、消費電力未定</p> <p>○主な使用者、販売先 娯楽場、ゲームセンター等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、コンピューター制御のゲーム機で、プランジャーはゲーム機能の一部として使用されているが、微弱な誘導電流を発生させる単なる信号発生器であり、ゲームの主機能はLCDを用いたものでCRT（ブラウン管）を用いていないので、電気用品安全法上の「電子応用遊戯器具」に該当しないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	